

次期広域計画と規約改正方針について

1. 規約改正の方針

広域連合が取り組む具体的な事務（企画調整事務及び連絡調整に係る事務を除く）が新たに発生した場合は規約を改正することを原則とする。

2. 新たに規約に記載（一部修文）する必要があると考えられる項目

〔既存分野の中における事務の追加であるが、新たな分野事務の追加に準ずるものとして検討すべきもの（新たな指針の作成や組織の編成などを伴うもの）〕

（1）文化振興

- ・ 文化の魅力の向上及び発信に関する事務で広域にわたるもの

（2）農林水産業振興

- ・ 農林水産物の区域内消費の拡大に関する事務で広域にわたるもの
- ・ 農林水産物の国内外における需要拡大に関する事務で広域にわたるもの

〔既存分野において新たな事務を追加・拡充するもの 等〕

（1）環境保全

- ・ 野生鳥獣の保護及び管理その他生物多様性の保全に関する事務で広域にわたるもの
- ・ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務で広域にわたるもの

3. 規約を改正する場合の今後のスケジュール（案）

- | | | |
|-------|-------|------------------------------------|
| ○H26. | 1 月 | 広域計画最終案及び規約改正案を決定、広域連合議会（全員協議会）へ報告 |
| ○H26. | 2～3 月 | 構成団体の議会において規約の変更を議決 |
| ○H26. | 3 月 | 広域連合議会（3 月定例会）において次期広域計画を議決 |
| ○H26. | 4～5 月 | 規約変更の総務大臣許可申請 |